

憲法9条を 守りましょう



日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

〔憲法を尊重擁護する義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

ご意見をおよせください

E-mail mail@kenpoukaigi.gr.jp

憲法会議
(憲法改悪阻止各界連絡会議)

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 神保町マンション202

URL <http://www.kenpoukaigi.gr.jp/>